

2 兵庫県立大学看護学部規程

平成 25 年兵庫県立大学看護学部規程第 1 号

兵庫県立大学看護学部規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成 25 年法人規程第 75 号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学看護学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第 2 条 兵庫県公立大学法人決裁規程（平成 25 年法人規程第 6 号）第 5 条に規定する専決事項として看護学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第 3 条 本学部は、豊かな人間性の形成により生命の尊厳を基調とした倫理観を身につけ、社会の人々に信頼される高い看護の専門的知識・実践力を有し、地域や国際社会の保健・医療・福祉の課題に柔軟に対応できる看護職の育成を目的とする。

(授業科目)

第 4 条 授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

(全学共通科目)

第 5 条 全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第 1 に定めるところによる。

(専門関連科目)

第 6 条 専門関連科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第 2 に定めるところによる。

(専門教育科目)

第 7 条 専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第 3 に定めるところによる。

2 専門教育科目のうち、先修条件に示す対象科目については、履修に先立って指定された授業科目の単位を修得しなければならない。

(教職課程科目)

第 8 条 教職課程科目に係る授業科目、単位数、その他履修に関する事項は、別表第 4 に定めるところによる。

(単位の計算)

第 9 条 学則第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

- (1) 講義については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習、実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第10条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学年の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は次の各号の規定を遵守のうえ、行わなければならない。

(1) 同一科目が複数のクラスに分かれて開講されている場合は、指定されたクラスで履修しなければならない。

(2) 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

(3) 履修登録後は、原則、授業科目を変更することはできない。

(4) 履修登録取消期間中は、必修科目を除いて、履修登録した授業科目を取り消すことができる。

3 各学年において履修登録できる科目の単位数は、前期28単位、後期28単位を超えないものとする。ただし、集中講義科目、助産師養成課程科目、教職関連科目、単位互換科目、他学部科目及び副専攻科目のうち副専攻履修生のみが受けられる科目については、この限りではない。

(他学部の授業科目の履修)

第11条 学生は、他学部の授業科目の履修をしようとするときは、他学部授業科目履修許可願(様式第1号)を学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

2 学部長は、前項の規定により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。

3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

(他大学等における修得単位の認定)

第12条 学部長は、学則第14条及び兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程に基づき認定した単位数を別表第1から別表第3に定める卒業所要単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算)

第13条 学部長は、学則第15条第1項の規定による既修得単位の認定について、教授会の意見を聴いた上で決定する。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、学則第14条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第1から別表第3までに定める卒業所要単位数に算入することができる。

4 第1項に定めるもののうち、学生が学則第37条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

(転学)

第14条 学則第24条第1項の規定により、他の大学に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

2 学則第24条第2項の規定により、本学部に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部)

第15条 他学部へ転学部を希望する者は、所定の期日までに転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第16条 本学部への転学部を志望する者があるときは、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、選考し、許可することができる。

2 本学部への転学部に係る許可の要件は、在学年限を4年以上有し、他学部において62単位以上を修得していることとする。

3 転学部を受入年次については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

4 転学部を許可された者の既修得単位については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が60単位を超えない範囲で本学部において修得したものとみなすことができる。

(試験)

第17条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。

2 試験は原則として前期末と後期末に行う。

3 学生は、第10条により履修手続きした授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

4 出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない者は、原則として受験を認めない。

5 不合格者に対する再試験は行わない。

(成績)

第18条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

(1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

(2) 合格した科目には所定の単位を与える。

(3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

2 合格した科目については、再評価しない。

3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。

4 単位互換・他大学・英語海外研修・中国語海外研修・グローバルプロジェクト入門の評価は認定をもって表す。

(再履修及び再受験科目)

第19条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目につき単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、原則として履修しなければならない。ただし、授業科目によって翌年度以降にその試験のみを受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることがある(以下、この授業科目を「再受験科目」という。)

2 再受験科目の取り扱いをする授業科目は、毎年度の初めにこれを示す。

(卒業)

第20条 学生は、卒業するためには、別表第1から別表第3までに定める卒業所要単位数以上を修得しなければならない。

(養護教諭一種免許状授与の所要資格の取得)

第21条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令27号)に基づき、前条に規定するもののほか、第8条に定める教職課程科目単位を修得しなければならない。

(助産師国家試験受験資格の取得)

第22条 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第20条に規定するもののほか、別表第5に定める助産師養成課程科目単位を修得しなければならない。

(防災教育ユニットの登録及び修了認定)

第23条 平成29年度以前に入学した学生は防災教育ユニットに登録することができる。防災教育ユニットには「特別専攻」と「一般専攻」の二つの専攻を置く。各専攻の専攻生の登録等については、別に定める。

2 防災教育科目について、別表第6に定める単位以上を修得した前項に規定する各専攻の専攻生に対して、防災教育ユニットの修了証を交付する。

3 前項の規定により交付する修了証は、様式第2号のとおりとする。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、看護学部で別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に当該学部在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、公立大学法人兵庫県立大学の設立に伴い廃止された兵庫県立大学看護学部規則(兵庫県立大学看護学部規程第1号)の規定の例による。

3 前項に規定する者に対して、新たな授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則 (平成26年2月18日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度の入学者については、従前の定めるところによる。

3 平成25年度の入学者が新規の科目、単位を履修した場合は、旧規程の科目、単位を修得したものとみなす。

附 則 (平成27年3月18日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成 25 年度及び平成 26 年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則 (平成 28 年 3 月 16 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 第 1 1 条の 3 は、平成 28 年度入学生より適用する。

2 別表第 2 に定める「コミュニティー・プランナー実践論」「コミュニティー・プランナー・フィールドワーク演習」については平成 26 年度入学者より備考欄を適用する。

附 則 (平成 28 年 10 月 19 日改正)

附 則 (平成 29 年 2 月 15 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 改正後の別表は、平成 29 年度入学者より適用する。

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 改正後の別表は、平成 30 年度入学者より適用する。

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 改正後の別表は、平成 31 年度入学者より適用する。

2 第 4 条の規程に関わらず、平成 29 年度以前に入学した学生にあつては、授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目、教職課程科目及び防災教育科目とする。

3 平成 30 年度以前に入学した者の成績については、第 18 条第 1 項第 3 号の規定に関わらず、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 改正後の別表は、平成 31 年度入学者より適用する。ただし別表 1 については、令和 2 年度入学者より適用する。

2 平成 30 年度以前に入学した者の履修方法については、第 10 条第 2 項 (3) (4) の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 12 月 2 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は平成 31 年度入学者より適用する。ただし、別表 1 については、令和 3 年度の入学者より適用する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した者の履修方法について、第 12 条第 4 項の規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 4 月 21 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 3 月 16 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は令和 4 年度入学者より適用する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した者の履修方法については、第 10 条第 3 項の規程に関わらず、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

1 全学共通科目

区 分	授 業 科 目 の 名 称	開講年次	単 位 数		備 考	
			必修	選択		
自主自律 支援科目	基礎ゼミナール1	1	1		「基礎ゼミナール1」を修得しておくこと	
	基礎ゼミナール2	1	1			
	キャリア形成 支援科目	キャリアデザイン入門	1~4		2	
グ ロ ー バ ル 化 時 代 の ア カ デ ミ ッ ク ス キ ル 科 目	【英語コア科目】				英語コア科目及び選択英語科目より6単位選択必修 英語コア科目は1年次に必ず受講する	
	Reading and Discussion 1	1		1		
	Reading and Discussion 2	1		1		
	Listening and Speaking 1	1		1		
	Listening and Speaking 2	1		1		
	Writing 1	1		1		
	Writing 2	1		1		
	【選択英語科目】					
	Intensive English (TOEIC) 初級、中級、上級	1~4		各1		
	Intensive English (TOEFL)	1~4		1		
	上級リーディング	2~4		1		
	原書リーディング	2~4		1		
	英語海外研修	1~4			2	
	英語実習	1		1		副専攻のグローバルリーダー教育プログラムの科目
	英語表現	1		1		〃
						〃
	外 国 語	中国語1	1~4		1	
		中国語2	1~4		1	
		フランス語1	1~4		1	
		フランス語2	1~4		1	
ドイツ語1		1~4		1		
ドイツ語2		1~4		1		
スペイン語1		1~4		1		
スペイン語2		1~4		1		
韓国・朝鮮語1		1~4		1		
韓国・朝鮮語2		1~4		1		
日本語・日本文化1		1~4		1		
日本語・日本文化2		1~4		1		
中国語海外研修		1~4			2	
統計・情報	データサイエンス入門	1		2		
	情報処理応用	1		2		
グローバル化時代のアカデミックスキル科目		卒業所要単位		8単位以上修得		

区 分	授 業 科 目 の 名 称	開 講 年 次	単 位 数		備 考	
			必 修	選 択		
教養教育科目	人 と 文 化	哲学概論	1~4	2	人と文化から2単位以上を修得	
		論理学	1~4	2		
		倫理学概論	1~4	2		
		心理学	1~4	2		
		認知行動心理学	1~4	2		
		世界文学	1~4	2		
		日本文学	1~4	2		
		教育学	1~4	2		
		日本史	1~4	2		
		東洋史	1~4	2		
		環境芸術論	1~4	2		
		芸術学	1~4	2		
		文化人類学	1~4	2		
		Japanese Literature	1~4	2		
		World Literature	1~4	2		
		Cultural Anthropology	1~4	2		
		人 と 社 会	法学	1~4		2
	政治学		1~4	2		
	社会学		1~4	2		
	男女共同参画社会		1~4	2		
	経済学		1~4	2		
	日本国憲法		1~4	2		
	自然地理学		1~4	2		
	ひょうごの子育て支援		1~4	2		
	情報技術と現代社会		1~4	2		
	Law		1~4	2		
	Gender Studies		1~4	2		
	Sociology		1~4	2		
	人 と 自 然		医療と工学のフロンティア	1~4	2	人と自然から2単位以上を修得
		自然科学概論	1~4	2		
		生命倫理	2~4	2		
		生命概論	1~4	2		
		ライフサイエンス論	1~4	2		
		数学	1~4	2		
		統計学	1~4	2		
		放射光科学のフロンティア	1~4	2		
		生命科学入門	1~4	2		
		Nature and Life	1~4	2		
	Statistics	1~4	2			
	物理学と科学的論理思考	1~4	2			
人 と 健 康	健康・スポーツ科学演習1	1~4	1	2		
	健康・スポーツ科学演習2	1~4	1			
ヒューマンヘルスサイエンス	1~4	2				
ひょうご県大特色科目	地 域 課 題 探 究 科 目	ひょうご地域課題概論	1	2	「ひょうご県大特色科目」は「地域課題探求科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得	
		地域創造論Ⅰ	1	2		
		地域創造論Ⅱ	1~4	2		
		兵庫県の行政	1~4	2		
		地域プロジェクト概論	1~4	2		
		地域社会とマネジメント	1~4	2		
		地域社会と健康	1~4	2		
		地域気候と住環境	1~4	2		
		地域資源マネジメント概論	1~4	2		
		兵庫の里山	1~4	2		
		ジオパークと地域	1~4	2		
		共生生物学	1~4	2		
		緑景観マネジメント論	1~4	2		
		地域資源フィールドワーク（田園生態系の保全と再生）	3~4	2		
	地域資源フィールドワーク（ジオパークの地質と文化）	3~4	2			
	Introduction to Regional Project	1~4	2			
	Introduction to Community Planner	1~4	2			
	グ ロー バ ル 教 育 科 目	フィールドワーク基礎技術論	1	2	講義は英語で行う 講義は英語で行う 副専攻の地域創生人材教育プログラムの科目	
		フィールドワーク基礎技術演習	1	2		
		地域プロジェクト実践論	2	2		
		地域プロジェクト演習	2	2		
		比較文化論	1~4	2		「ひょうご県大特色科目」は「地域課題探求科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得
		国際関係論入門	1~4	2		
		現代の経営問題	1~4	2		
		文章表現論	1~4	2		
		多文化社会論	1~4	2		
		宗教概論	1~4	2		
日本文化論		1~4	2			
グローバルリーダー入門		1~4	2			
グローバルヒストリー		1~4	2			
グローバル市民社会論	1~4	2				
Comparative Culture	1~4	2				
History of Japanese Thought	1~4	2				
グローバル教養概論	1	2	} (A)または(B)どちらか一方のみ履修可			
グローバルプロジェクト入門（海外）(A)	1~4	2				
グローバルプロジェクト入門（海外）(B)	2~4	2				
グローバル社会を学ぶ	1	2				
日本の思想と文化を学ぶ	1	2				
先端科学を学ぶ	1	2				
防 災 教 育 科 目	地球の営みと災害	1~4	2	「ひょうご県大特色科目」は「地域課題探求科目」「グローバル教育科目」「防災教育科目」の3分野のうち2分野から合計4単位以上修得		
	兵庫の歴史と自然災害史	1~4	2			
	生活と防災	1~4	2			
	社会特性と減災復興	1~4	2			
	兵庫の災害と防災	1~4	2			
	災害支援とボランティア	1~4	2			
	減災復興まちづくり	1~4	2			
	災害現場と防災	1~4	2			
	Disaster Resilience and Social Innovation	1~4	2			
	Urban and Regional Issues in Disaster Reduction	1~4	2			
教養教育科目 卒業所要単位					12単位以上修得	
全学共通科目 卒業所要単位					26単位以上修得	

2 先修条件

対象科目名	条件（履修すべき科目等）
基礎ゼミナール2	「基礎ゼミナール1」を修得しておくこと。

履修上の注意

- 「グローバル化時代のアカデミックスキル科目」の「英語」のうち「Reading and Discussion 1・2」「Listening and Speaking 1・2」「Writing 1・2」は1年次に必ず履修すること。
- 「教養教育科目」は12単位以上修得しなければならない。ただし、「人間性の基盤教育科目」は「人と文化」「人と社会」「人と自然」の各分野からそれぞれ2単位以上修得すること。

別表第2（第6条関係）

【専門関連科目】

区分	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門 関連 科目	専門 関連 科目 I	コミュニケーション論	1	2	10単位以上修得 ただし、※印の科目は1 科目2単位まで卒業所要 単位に算入することがで きる。
		発達と心理	1	2	
		グローバルヘルス	1	2	
		体力科学論	2	2	
		生命論	3	2	
		ケア文化論英語演習	3	2	
		総合ゼミ	4	2	
		Health Care Communication※	2	2	
		災害と人と健康※	2	2	
		災害リスクマネジメント※	3	2	
	防災の国際協力※	3	2		
	専門 関連 科目 II	薬理学	2	2	
		疾病論（内科学）	2	2	
		疾病論（外科学）	2	2	
		精神障害論	2	1	
		社会福祉・社会保障論	2	2	
		健康と生活を支える制度と施策	2	1	
		保健統計	2	2	
		疾病論（小児科学）	2	1	
疾病論（女性医学）		3	1		
保健医療福祉論		3	2		
疫学	3	2			
環境衛生学概論	3	2			
専門関連科目 卒業所要単位					30単位以上修得

別表第3（第7条関係）

1 専門教育科目

区分	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	看護学概論	1	2		
	コミュニティヘルスケア実習	1	1		
	生活援助論	1	2		
	形態機能学Ⅰ	1	2		
	形態機能学Ⅱ	1	2		
	代謝機能学	1	1		
	老年看護概論	1	1		
	生活援助論演習Ⅰ	1	1		
	生活援助論演習Ⅱ	2	1		
	臨床遺伝看護学	2	1		
	治療看護論Ⅰ	2	2		
	治療看護論Ⅱ	2	2		
	治療看護論演習	2	1		
	臨床栄養学	2	1		
	感染免疫学	2	1		
	看護病態学	2	2		
	老年生活看護論	2	1		
	精神健康看護論	2	1		
	在宅看護論	2	1		
	コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	2		
	クリニカル看護実習	2	2		
	生体機能学演習	2	1		
	看護病態学演習	2	1		
	成人看護概論	2	1		
	成人健康看護論（急性）	2	1		
	女性健康看護論	2	1		
	小児発達・生活看護論	2	1		
	家族看護論	2	1		
	看護情報学	2	1		
	母性健康看護論	2	1		
	精神障害看護論	2	1		
	在宅看護活動論	2	1		
	看護組織論	3	2		
	看護研究	3	2		
	成人健康看護論（慢性）	3	1		
	老年健康看護論	3	1		
	小児健康看護論	3	1		
	在宅援助技術論	3	1		
	コミュニティ・公衆衛生看護活動論	3	2		
	コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	3	1		
小児看護実践論	3	1			
母性看護援助論	3	1			
精神看護援助論	3	1			
生涯広域健康看護実習（成人／老人）	3	4			
生涯広域健康看護実習（母性）	3	2			
生涯広域健康看護実習（小児）	3	2			
生涯広域健康看護実習（精神）	3	2			
生涯広域健康看護実習（地域）	3	2			
生涯広域健康看護実習（在宅）	3	2			

区分	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	統合看護実習	4	4		
	実践研究	4	4		
	看護倫理	4	1		
	看護理論	4	1		
	災害看護論	4	2		
	World Nursing Issue	4		2	
	学校保健	2		2	
	養護概説	3		2	
	学校における健康相談	3		2	
	基礎助産論	3		1	
	助産管理	4		2	
	助産診断技術論Ⅰ	4		2	
	助産診断技術論Ⅱ	4		2	
	助産診断技術論演習	4		2	
助産実習	4		8		
専門教育科目 卒業所要単位					81単位以上修得
卒業所要単位合計					137単位以上修得

2 先修条件

対象科目名	条件（修得すべき科目等）
クリニカル看護実習	「コミュニティヘルスケア実習」を修得しておくこと。
生涯広域健康看護実習	「クリニカル看護実習」を修得しておくこと。
統合看護実習 実践研究	「3年次までの実習科目」をすべて修得しており、かつ「3年次までの実習科目」以外の必修科目の未修得が2科目以内であること。

別表第4（第8条関係）
1 養護に関する科目
必修48単位

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 免許状取得に必要な最低単位数		左記に対応する開設授業科目		備考
科目区分	単位数	授業科目	単位数	
衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	環境衛生学概論 疫学 保健医療福祉論	2 2 2	6単位を修得
学校保健	2	学校保健	2	
養護概説	2	養護概説	2	
健康相談活動の理論及び方法	2	学校における健康相談	2	
栄養学（食品学を含む。)	2	代謝機能学 臨床遺伝看護学 臨床栄養学	1 1 1	3単位を修得
解剖学及び生理学	2	形態機能学Ⅰ 形態機能学Ⅱ 生体機能学演習	2 2 1	5単位を修得
微生物学、免疫学、薬理概論	2	感染免疫学 薬理学 看護病態学 看護病態学演習	1 2 2 1	6単位を修得
精神保健	2	精神健康看護論 精神障害論	1 1	2単位を修得
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論 生活援助論 生活援助論演習Ⅰ 生活援助論演習Ⅱ クリニカル看護実習 疾病論（小児科学） 小児看護実践論 女性健康看護論 在宅看護論 在宅援助技術論 コミュニティ・公衆衛生看護概論 生涯広域健康看護実習（地域） 生涯広域健康看護実習（小児） 家族看護論	2 2 1 1 2 1 1 1 1 2 2 2 1	20単位を修得

履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記養護に関する32科目・48単位の修得が必要である。ただし、学校保健、養護概説、学校における健康相談の3科目以外は、全て卒業要件として必修の科目である。

また、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」の科目区分における20単位には、教育職員免許法施行規則に定める「養護又は教職に関する科目」として必要な7単位が含まれている。

2 教職に関する科目

必修27単位

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目	
科目	各科目に含める必要事項	最低取得 単位数	授 業 科 目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	1
道徳、教育相談等に学習の時間等の内容及び生徒指導	道徳、総合的な学習に関する内容	6	道徳教育論	2
			総合的な学習の指導法	1
			特別活動論	1
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・情報通信技術活用論	2
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習	5
	教職実践演習	4	教職実践演習	2

履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記教職に関する科目14科目27単位全ての修得が必要である。なお、「教育の基礎的理解に関する科目」の最低取得単位数は8単位、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低取得単位数は6単位であるものの、教育職員免許法施行規則に定める「各科目に含めることが必要な事項」を満たすためには、全ての開設授業科目の単位修得が必要となる。

3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

必修10単位

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	健康・スポーツ科学演習1 健康・スポーツ科学演習2	1 1
外国語コミュニケーション	2	Reading and Discussion1 Reading and Discussion2 Listening and Speaking1 Listening and Speaking2 Writing1 Writing2	1 1 1 1 1 1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	データサイエンス入門 情報処理応用	2 2

履修上の注意

養護教諭一種免許状取得には、上記教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目にかかわって、10単位の修得が必要である。

ただし、これらの授業科目のうち、データサイエンス入門は卒業要件として必修の科目である。

「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」において修得すべき内容を十分に満たすためには、データサイエンス入門および情報処理応用、4単位の修得が必要である。

別表第5（第21条関係）

【助産師養成課程に関する科目】

必修59単位

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める科目 ()は助産師・看護師統合カリキュラムにおける単位数		左記に対応する開設授業科目		備考
科目区分	単位数	授業科目	単位数	
基礎助産学	6 (5)	基礎助産論	1	
		健康と生活を支える制度と施策	1	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	1	
		形態機能学Ⅰ	2	
		形態機能学Ⅱ	2	
		臨床遺伝看護学	1	
		看護学概論	2	
		小児発達・生活看護論	1	
		女性健康看護論	1	
		母性健康看護論	1	
		家族看護論	1	
		助産診断・技術学	8 (8)	
助産診断技術論Ⅱ	2			
助産診断技術論演習	2			
疾病論（女性医学）	1			
疾病論（小児科学）	1			
形態機能学Ⅰ	2			
形態機能学Ⅱ	2			
臨床遺伝看護学	1			
治療看護論Ⅰ	2			
治療看護論演習	1			
治療看護論Ⅱ	2			
看護病態学	2			
精神健康看護論	1			
小児健康看護論	1			
母性健康看護論	1			
小児看護実践論	1			
女性健康看護論	1			
母性看護援助論	1			
地域母子保健	1 (1)	小児発達・生活看護論	1	
		女性健康看護論	1	
		保健医療福祉論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護概論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護活動論	2	
		コミュニティ・公衆衛生看護技術演習	1	
		助産管理	2 (2)	
	健康と生活を支える制度と施策	1		
	災害看護論	2		
	看護組織論	2		
臨地実習 助産学実習	11 (11)	助産実習	8	
		生涯広域健康看護実習（母性）	2	
		生涯広域健康看護実習（地域）	2	
		実践研究（実習）	2	

履修上の注意

助産師国家試験受験資格取得には、前頁助産師養成課程に関する34科目59単位の修得が必要である。ただし、「基礎助産論」、「助産診断技術論Ⅰ」、「助産診断技術論Ⅱ」、「助産診断技術論演習」、「助産管理」、「助産実習」の6科目以外は、全て卒業要件として必要な専門科目である。